育児休業手当金を受給されている方へ、

「育児休業手当金の支給期間延長制度」についてのお知らせと注意事項

育児休業手当金の支給期間延長については、育児休業に係る子が１歳に達する日の翌日以降、**「速やかな職場復帰を図るため」**に保育所等に入所申込みを行ったが、保育所等に欠員等がなく入所できずに、やむを得ず育児休業を継続する方が対象となります。

育児休業手当金の支給期間延長の要件や手続きは別紙「育児休業手当金の支給期間延長制度の概要」をご確認いただき、要件を満たし、支給期間の延長を希望する方は、以下の注意事項をお読みいただき、所属所を通して手続きを行ってください。

注意事項

- 令和７年４月から支給期間延長要件が変わりました。
- 対象となる子が１歳に達する日以後の期間も育児休業が承認されていても支給期間延長の対象となりますが、子が１歳に達するタイミングで職場復帰の意思があることを事前に所属所長等に相談のうえ、入所申込を行ってください。
- 育児休業手当金の支給期間延長請求を目的とすることや、入所保留扱いとなることを目的とした市区町村への保育所等の入所申込みは、制度趣旨に添わないため、支給期間の延長は認められません。
- 保育所等の申込期限に間に合わなかった場合や、入所申込を失念していた場合は、支給期間の延長は認められません。
  市区町村や、入所時期により申込受付期間が異なりますので、必ず事前にご確認ください。
- 合理的な理由がなく、保育所等への入所を辞退した場合は、支給期間の延長は認められません。

公立学校共済組合滋賀支部
資格給付係　TEL：077-528-4554
Mail：kyufu@shiga.kouritu.or.jp